

令和3年第6回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年6月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (16名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氷賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 真武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

### ○ 欠席した委員(3名)

9番 西村 功	13番 木下 豊	15番 倉田 益式
---------	----------	-----------

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第32号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第36号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第37号 駒ヶ根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」  
について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 3番 (堀)

議事録署名人 4番 (北澤)

午後3時00分 開会

局長 (野村 隆二君)  
それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
定刻となりましたので、ただいまから令和3年第6回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
田植も終わりまして、また大麦の刈取りもほぼ終わりまして、その後の除草等に皆さん励んでおられると思います。  
田んぼに出てみると、土手にはホタルブクロの花が咲いたり、今日はネジバナのピンクのかわいい花も咲いておりまして、季節は真夏へと向かっているなという感じを受けております。

世の中を見ますと——この中にももう打たれた方もおられると思いますが——徐々にコロナのワクチンを打たれた方も増えてきてまして、コロナの終息もワクチンの接種率とともに収まっていくのかなあと思ってはおりますが、農業委員会での懇親会を1度も開くというわけにもいかず、まだ先でないと開けないなという状況が続いております。

今日もまた蒸し暑い中ではあります、およそ2時間、会議を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

局長 (野村 隆二君)  
続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を11番 代田和美委員、よろしくお願ひいたします。

11番 (代田 和美君)  
私、ここには非耕作者の立場で出席させていただいておりますので、農業の話はちょっとできませんけれど、今、私は20種類ぐらいの野菜を育てる家庭菜園と、あとはボランティアを幾つかしております。

そのボランティアの1つでサロンの関係を3つほど受け持っているんですけど、2か所は高齢者の方だけを対象にしております。

そして、もう一か所は——全国でもまだ9か所しかないんですけど、モデル事業として地域支え合いネットのほうで認知症の方たちを集めてのサロンをしております。

認知症の方とか若年性アルツハイマーの方とかが来るんですけど、1人の若年性アルツハイマーの方は直属ではないけど私のかつての上司なもんですから、ちょっとそばに行くのは何か昔との格差が激しくて寄り難いときがありするんですけど、その人の体調に合わせて楽しんでいます。

そして、私はそこのサロンでは一応お昼を作る担当で、皆さんにお昼を食べて帰っていただくっていうことにしてるんですけど、今はコロナの影響でお昼も中止になっているので、あくまでもサロンだけになっています。

そこでは、今度、休耕田を借りまして、サロン自体で野菜を作り始めました。今日も見ましたらハロウィンのカボチャが 70~80 個ほどあるし、サツマイモもこの間 200 本植えました。焼き芋大会をやったりハロウィンをやったりして、楽しいことをみんなでしようっていうことで、楽しんでいます。

その耕地のすぐ隣が [REDACTED] さんですので、その入所の方たちが窓越しに眺めていたりとかいうことで、これも 1 つの交流かなっていうことで、今楽しんでやっております。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会長

本来ですと農業委員会の総会から入るところでありますけれども、総会で審議する内容を事前にということで、協議会を先に行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、総会は一旦休憩といたします。

午後 3 時 08 分 休憩

午後 4 時 20 分 再開

会長

（氣賀澤 道雄君）

総会を再開いたします。

それでは、これより令和 3 年 6 月 1 日付、告示第 6 号をもって招集した令和 3 年第 6 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 16 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

9 番 西村功委員、13 番 木下豊委員、15 番 倉田益式委員より欠席の旨の届出がありました。

それでは、お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 3 番 堀敏委員、4 番 北澤満委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

主 査

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは、議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 2 ページ左側を御覧ください。

計画変更一で表示した場所になります。

北割 2 区、[REDACTED] の西 1 筆 353 m<sup>2</sup> になります。

1 ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は住宅を建築する予定であったが、経済状況の悪化により工事に着工できず、コロナの影響や自身が高齢でもあるため住宅の建築を断念した、承継計画は移住に伴い住宅の建築を計画したため住宅用地として転用したいというものです。

同日 5 条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 2 ページ右側を御覧ください。

計画変更二で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED] の南 2 筆、計 725.82 m<sup>2</sup> になります。

1 ページにお戻りください。

当初計画でございますが、建売住宅。

変更理由でございますが、当初計画は 1 区画に 1 棟の建売住宅をそれぞれ建築する予定であったが、2 世帯住宅の需要に対応するため未着工の 2 区画にまたがり 2 世帯用の建売住宅を 1 棟建築する計画に変更したいというものです。

以上 2 件について御審議のほどお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番

(塩木 操君)

1 番です。

現地確認をいたしたところ、[REDACTED] のすぐ西側に位置するところで、現状は 3 面を道路に囲まれた空き地です。

現状を確認したところ、周りの農地に対する影響もなさそうですし、いずれ

にしても、ここは住宅を建築するために過去に買われていたところで、事情によって譲渡人は家を建てられなかつたということで、譲受人のほうがそこに家を建てたいということで土地を購入するということでして、問題がないと判断いたしました。

主査 (出口 大悟君)

2番になりますが、福岡区の委員さんが両名とも御不在ですので、事務局のほうから意見書の内容を御説明させていただきます。

当地でございますが、既に農地転用の許可地であり、建売住宅地として整備済みであります。

今回、2区画に1棟を建売するという事業計画の変更でありますので問題なしと判断いたしますとのことです。

以上でございます。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第32号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 農地方第5条の許可申請後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第33号 農地方第3条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは、議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定にいる許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計6件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の西1筆331m<sup>2</sup>になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は遊休農地となっている現状に手を加え有効利用したいと考え当地を取得したい、譲渡人は高齢のため耕作及び管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては5ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の北2筆、計614m<sup>2</sup>になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、公売。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため自宅に近く管理しやすい当地を取得したいというものでございます。

競売や公売については単独申請ができることとなっておりますので、譲受人の単独申請となっております。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては6ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北東2筆、計2,019m<sup>2</sup>になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在借りて耕作している農地を引き続き管理するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして4件目でございますが、場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の南西1筆569m<sup>2</sup>になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は自身が所有する申請地東側の隣接農地と一緒に管理するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして 5 件目でございますが、場所につきましては 7 ページを御覧ください。

3-5 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の南から東側にかけての 9 筆、計 3,728.3 m<sup>2</sup> になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

価格の欄が未入力となっておりますが、今回の農地につきましては、農地以外の宅地等も含む売買の中での手続であり、農地部分だけの金額が出せないとということで申請者から伺っております。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして 4 ページを御覧ください。

6 件目でございますが、場所につきましては 8 ページ左側を御覧ください。

3-6 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の北西 1 筆 569 m<sup>2</sup> になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 6 件について御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (塩木 操君)

1 番の譲渡人の [REDACTED] さんは、大変高齢で農地の管理ができない状態であり、この土地は遊休農地で、かなり荒れちゃっている農地となっています。

譲渡人の後継者は、娘が今結婚して [REDACTED] のほうに住んでおりますが—— [REDACTED] くるみたいですが——この土地を継ぐ意思が全くないということです。

それと、農地遊休農地であるということですが、譲受人はこの土地に手を入れて農地として使いたいということで、遊休農地が 1 つ減るという意味からも問題ないと判断しました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

2 番は、先ほどもありましたように、市の持っていた土地を [REDACTED] さんという

方が買い受けて農業をするということです。

この件につきましては前回も御審議いただきましたけれども、この方は■に関する仕事をしておられまして、その■を植えたり、また苗木を育てるということで、現在もそれを実施しておりますので問題ないと判断しております。以上です。

11番 (代田 和美君)

3番です。

地図を見ていただくと分かると思うんですけども、黒塗りのすぐ隣の2枚だけがほかの方の田んぼで、あとは全部■さんの■になっております。現在、■さんは■をやっておりますので、今までずっとここを借りて作っていたので問題ないと思います。

12番 (宮下 修君)

4番です。

ここにも書いてありますけど、譲受人は■、■をやっておるわけですが、30年ぐらい前に下平地区が土地改良法の事業で土地改良を行ったときに各地に分散していた土地が1枚の田んぼになったと、そういうことで、もう■さんのほうの田んぼが■さんのほうの田んぼに一緒になってしまったということです。

その当時、もう2人の話合いで■さんのほうに渡すということになったんですけど、■さんのほうが自分で申請をするということだったんですが、現在まで申請ができていなかったということで、今回改めて申請をするということでございます。

実際には1枚の田んぼになっておりますけど、■さんのほうが土地改良区へ賦課金等をずっと払ってきているということですので、実質的に■さんの名前になっていますけど、■さんの土地というような形でありますので、問題ないと思います。

5番も私のほうから説明したいと思います。

見てもらったとおり筆数が本当に多いんですが、下平地区の■ということで、■に■が架かっておりますが、その近辺になります。

ここは土地改良事業が行われなかつたところで、本当に小さい田んぼが点在をしておりまして、地図のほうも2つ塗り潰しになっておりますけど、現場を見ますと、本当に小さくて、ここが田んぼですかというような状態です。

この■さんっていう方なんですが、もう何年か前に相手の■の所有していた住宅と農地を購入いたしまして、自分ではそのときに農地も一緒に買ったんだっていう状態だったんですけど、農地法等を知らずにいたわけで、まだ自分の名義になっていなかったということで、今回、自分の名義にして農

	<p>業をやっていきたいということで、問題ないと思います。 以上です。</p>
6 番	<p>(田村 晴男君)</p> <p>6 番ですが、この人はたくさんいろいろの申請が上がっておりまして、幾日に農地を確認に行ったかちょっと忘れてしましたけれども、菅沼委員さんと一緒に歩いてまいりました。</p> <p>ここには簡単に書いてありますけれども、譲渡人のほうは体を壊されまして事業を縮小したいという希望がありました。</p> <p>そして、譲受人は事業を拡大して農業で食べていきたいという思いがありまして、この土地を買い取るという形です。</p> <p>地図のほうを見ていただきますと、黒塗りのはす向かいに [REDACTED] という名前が載っておりますけれども、亡くなつたお父さんの名前でして、御本人はここが実家でございます。</p> <p>また、この近辺に自分のうちを建てるという計画もありまして、これからこういった名前で幾つも上がってくるかと思います。</p> <p>今回、特に問題ないということで確認をしてまいりました。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(氣賀澤 道雄君)</p> <p>これより質疑、意見に入ります。</p>
	<p>質問、御意見ございませんか。</p>
1 番	<p>(村上 英登君)</p> <p>5 番の案件なんですけど、譲受人の耕作面積が 1,031 m<sup>2</sup>だけなんんですけど、これでいいんですか。</p>
主 査	<p>(出口 大悟君)</p> <p>本来であれば下限面積の要件が下平区については 50 a となっておりまして、下限面積を計算する際に既に耕作している面積と今回所得する面積とを合算して 50 a 以上となることが条件となっております。</p> <p>今回取得する分を含めても 50 a を満たしていないんですけども、この後御説明させていただきますが、貸借の方でさらに 1 筆借りて耕作するというところがございますので、そちらも合算して 50 a の要件を満たすということで判断しております。</p>
会 長	<p>(氣賀澤 道雄君)</p> <p>いいですか。</p>
1 番	<p>(村上 英登君)</p> <p>はい。</p>

会長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第33号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)  
それでは、議案書9ページをお開きください。  
農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計5件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。  
北割2区、[REDACTED]の東2筆、計294m<sup>2</sup>になります。  
9ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、住宅用地。  
理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが、手狭になってきたことから住宅を建築するため父の所有である当地を使用したい、貸付人は借受人である娘夫婦の要請に応じるというものでございます。  
農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして2番となります、場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。  
北割2区、[REDACTED]の西1筆555m<sup>2</sup>になります。  
9ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、住宅用地。  
理由でございますが、譲受人は移住するに当たり住宅を建築するため当地を

取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成4年7月27日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして3番となります、場所につきましては11ページ左側を御覧ください。

5—3で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の東1筆2,885m<sup>2</sup>になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は建売住宅の販売事業を計画し、譲渡人から計画に対して同意を得られたことから当地を取得したい、譲渡人は遠方に住んでおり管理が困難なことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして4番となります、場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5—4で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の東1筆100m<sup>2</sup>になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、庭となっております。

理由でございますが、譲受人は以前より自宅北側の当地において仕事の関係から[REDACTED]や[REDACTED]を育てるため自宅敷地の一部として使用していたが、農地法の手続を取っていなかったことから今回手続を取り当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となります、場所につきましては12ページ左側を御覧ください。

5—5で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北東1筆943m<sup>2</sup>になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、仮設資材置場を目的とした一時転用となります。

理由でございますが、借受人は自営線工事の施工に当たり利便性がよく適當

な面積を有するため当地を借り受けて使用したい、貸付人は現在農作物を耕作していないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるということになっております。

以上 5 件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (塩木 操君)

1 番ですが、場所につきましては [REDACTED] のところで、両サイドを宅地に挟まれていて、もう片面が道路に面しております。

現在、畠として使われておりますが、その場所に娘夫婦が戻ってきて家を建てたいということで、いずれ [REDACTED] さんのところの後継者になる方だと思います。

ここに家を建てて、後々土地を後継していくということであり、特に周りに悪影響を及ぼすようなところには見受けられませんでしたので、問題なしということで判断いたしました。

次の 2 番ですが、これは先ほど説明いたしましたが、 [REDACTED] の横の土地で、もともと家を建てる計画であった土地に今回家を建てるということで、先ほども申しましたように問題なしと判断いたしました。

主査 (出口 大悟君)

3 番でございますが、福岡区の申請でございますので事務局で意見書の内容を説明いたします。

申請地は現在耕作されておらず、周辺は住宅また工場用地として 3 方を囲まれております。

北側には [REDACTED] がありますが、今回の申請目的が分譲住宅ということであり、日照等支障はないと判断し、雨水等の対策に留意されることを希望し、申請については問題ないと考えましたとのことです。

以上でございます。

2 番 (塩木 操君)

4 番です。

この 4 番のところですが、 [REDACTED] のすぐ北側の土地で、 [REDACTED] さんの住宅の裏手に当たりますが、3 方が住宅に囲まれた日陰な場所で、既に [REDACTED] とか [REDACTED] が多少植わっておりましたが、特に問題なしという判断をいたしました。

4 番 (北澤 満君)

5 番でありますけれども、一応一時転用ということで、資材置場ということで

会長 あります。

この土地については、もう長きにわたって自己保全管理されております。

太陽光の配線の地下埋設工事における資材置場ということで、特に問題ないということですので、よろしくお願ひいたします。

(氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第34号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第35号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君)

議案書13ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和3年6月30日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが4,310m<sup>2</sup>、合計も4,310m<sup>2</sup>でございます。

貸手が2、借手が2でございます。

2番3番の表につきましてはお目通しいただきまして、14ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第35号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 36 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君)  
それでは、議案書 15 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日、令和 3 年 6 月 30 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 5,705 m<sup>2</sup>、畑 2,263 m<sup>2</sup>、10 年が田 4,186 m<sup>2</sup>、合計で 1 万 2,154 m<sup>2</sup>でございます。

貸手が 4、借手が長野県農業開発公社のため 1 となります。

16 ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。

4 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 8 筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、17 ページにあります農地中間管理事業貸借の表にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 36 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 37 号 駒ヶ根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する

次 長

「指針」について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(大野 秀悟君)

それでは、議案書 18 ページをお開きください。

駒ヶ根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、  
別紙のとおり御審議をお願いいたします。

以上でございます。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第 37 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 駒ヶ根市農業委員会「農地  
等の利用の最適化の推進に関する指針」については、これを原案どおり可決す  
ることに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 3 年第 6 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 4 時 5 分 閉会